

苅田町障がい者福祉計画 苅田町障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

苅 田 町

はじめに



近年、障害者の権利に関する条約の発効を機に、障害者基本法の改正や障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法の施行など、障がいのある人々をとりまく状況は、目まぐるしく変化しています。また、平成30年4月には障害者総合支援法と児童福祉法が改正施行され、今後ますます障害のある人のライフステージに応じた取組が重要となっています。障がいのある人の自己実現という目標へ向けて、苅田町の行政もこれらの変化に適応し、現状における最善の施策を実施していかなければなりません。

苅田町においても、これらの変化に対応すべく、平成29年3月に苅田町障害者長期計画の見直しを行い、「障がいのある人もない人も、お互いを尊重し、ともに生きるまちづくり」の基本理念のもと、施策推進に取り組んでいます。

今回、障害者総合支援法に基づく「障がい者福祉計画（第5期）」と児童福祉法の改正により新たに市町村に策定が義務付けられた「障がい児福祉計画（第1期）」を合わせて策定いたしました。ライフステージに応じたかつ包括的な取組が望まれています。

今後、国、県と連携を取りながら施策を着実に推進していくとともに、地域全体で支援が必要な方を支える力を高める観点から、住民の皆様や、障がい者団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、企業等との協力関係を築いていきたいと考えていますので、皆様のお力添えをお願いいたします。

最後に、本計画を策定するに当たり、ご審議いただきました苅田町障害者施策推進協議会委員の皆様を初め、ご協力いただいた皆様に心より厚く御礼申し上げます、発刊にあたっての挨拶といたします。

平成30年3月

苅田町長 遠田孝一

目 次

総 論

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
5. 計画の対象者及び表記	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画の基本目標	5
2. 計画の基本的な理念	5
3. 平成32年度における目標値の設定	6
4. 第4期計画の進捗状況	13
第3章 現状に関する資料	16
1. 人口・世帯数の推移	16
2. 障がい者手帳等所持者数の推移	18

各 論

第1章 障がいのある人を支援するサービス等の全体像	26
1. 自立支援システムの全体像	26
2. 障がい福祉サービス等	27
3. 地域生活支援事業	27
4. 障がい児通所給付等	27
第2章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の 必要量見込みと確保の方策	28
1. 障がい福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策	29
2. 障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策	34
第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	38
1. 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み	38
2. 地域生活支援事業の確保の方策	42
第4章 制度の円滑な実施のための方策	43
第5章 計画の推進に向けて	45

参考資料

苅田町障害者施策推進協議会設置条例	46
苅田町障害者施策推進協議会委員名簿	47

総

論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法（現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称が改められています。）が施行され、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるように、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、市町村には「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

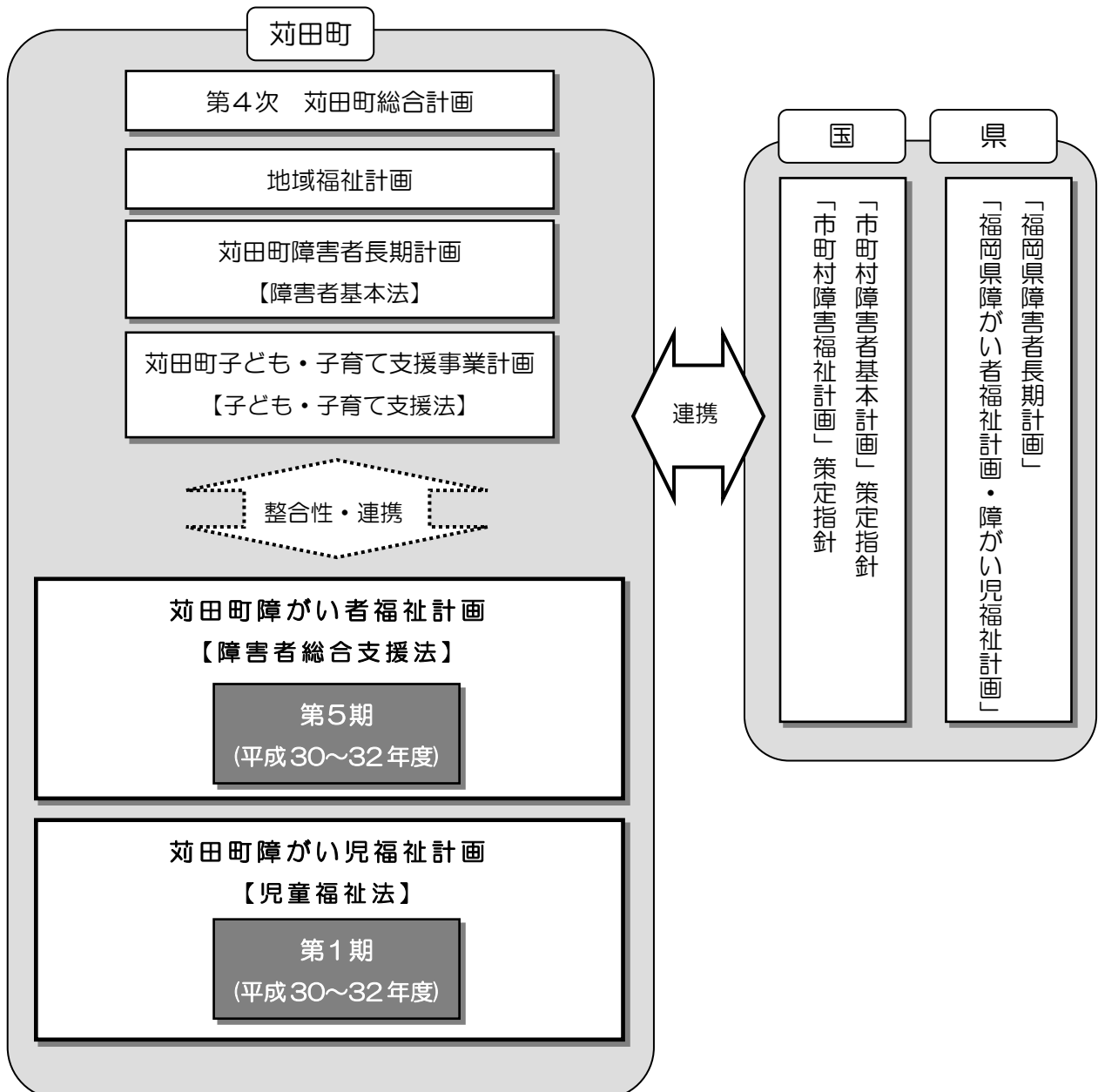
本町においても、平成19年3月に障害者基本法に基づく「苅田町障害者長期計画（平成19年度～平成28年度）」と障害者自立支援法に基づく「苅田町障害福祉計画【第1期】」を一体的に策定し、その後、苅田町障害福祉計画については3年ごとの見直し、苅田町障害者長期計画については計画期間を平成29年度～平成33年度として平成29年3月に見直しを行い、地域の中で安心・安全に暮らし、活動できるための支援と条件整備を進めています。

また、平成30年4月から施行される児童福祉法の一部改正により、障害児通所給付等の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定め計画的な推進を図るため「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本計画は、平成29年度をもって計画期間を終える「苅田町障害福祉計画【第4期】」を見直し、「苅田町障がい者福祉計画【第5期】（平成30年度～平成32年度）」を策定し、あわせて「苅田町障がい児福祉計画【第1期】（平成30年度～平成32年度）」の策定を行い、地域の特性に応じたサービス提供を計画的により一層推進していくための計画となります。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、障害者総合支援法第88条により市町村に義務付けられた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20により義務付けられた「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」といいます。）や障がい児通所給付、障がい児相談支援（以下「障がい児通所給付等」といいます。）の見込量やその確保の方策を定める計画です。
- 本計画は、「第4次 苅田町総合計画（平成23年度～平成32年度）」をはじめ、障がいのある人に関わる全ての施策の基本的方向性を定めた障害者基本法に基づく「苅田町障害者長期計画（平成29年度～平成33年度）」や子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針である「苅田町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」など、関連する諸計画との整合性を図って策定しています。



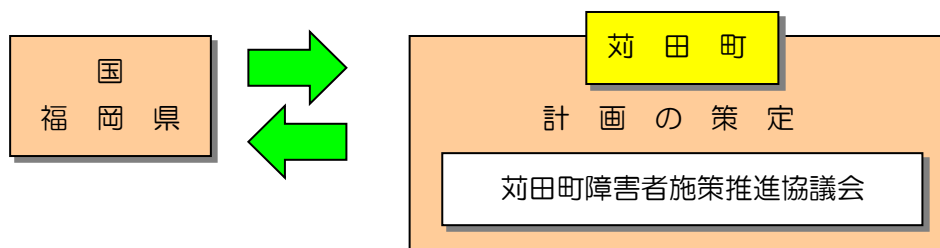
3. 計画の期間

- 苅田町障がい者福祉計画【第5期】及び苅田町障がい児福祉計画【第1期】の計画期間は、平成30年度～平成32年度とします。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
長期計画	苅田町障害者長期計画 (H19～H28)											苅田町障害者長期計画 (H29～H33)				
福祉計画	苅田町障害福祉 計画【第1期】		苅田町障害福祉 計画【第2期】			苅田町障害福祉 計画【第3期】			苅田町障害福祉 計画【第4期】			苅田町障がい者 福祉計画 【第5期】				
												苅田町障がい児 福祉計画 【第1期】				

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者、保健医療関係者等から構成される「苅田町障害者施策推進協議会」において、検討・策定しました。



5. 計画の対象者及び表記

1 対象者

この計画における対象者は、障害者総合支援法第4条第1項及び児童福祉法第4条第2項に規定される、次の「障害者」（本計画において「障がい者」と表記します。）及び「障害児」（本計画において「障がい児」と表記します。）とします。

また、「障がい者」と「障がい児」の両方を合わせて表現する場合は「障がいのある人」と表記します。

（1）障がい者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）。のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの

（2）障がい児

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

2 表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」とひらがな表記としています。

ただし、法令名、告示の名称、法令からの抜粋、既に存する計画名、他機関における固有名称についてはそのままの表記としています。

* 「障害」の表記については、「害」という漢字には否定的なイメージがあるためひらがな表記が良いという意見がある一方、表記の問題は障がい者施策において本質的なことではない、という議論もあります。

福岡県では、「障害者差別解消法」の施行にあわせ平成29年10月に県条例を制定し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、法令に定めのあるもののほか「障がい」の表記を用いるよう努めるものとなりました。

このような動きを受け、本町においても、障がい者の人権をより尊重するという観点から「差別感」や「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重して、本計画において、できる限りひらがな表記することとしました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

本計画は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、ともに生きるまちを目指して、障がいのある人が自立し、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスなどの基盤整備を進めることを目標とします。

2. 計画の基本的な理念

本計画の基本目標の実現のために、国の基本方針を踏まえて、次の点に配慮して、総合的な5つの基本的な理念に立って計画を推進します。

① 障がいのある人の自己決定と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の提供体制の整備を進めます

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の実施

障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等及び障がい児とし、障がい種別によらない一元的なサービスを実施します

③ 地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと支援体制の構築を進めます。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所給付等の充実を図るとともに、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

3. 平成32年度における目標値の設定

1. 目標の設定

「障がい者福祉計画【第5期】」は、障がい者のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、平成30年度から32年度までを計画期間として策定します。具体的な数値については、国の基本指針に基づき、第3期及び第4期の実績や今後の見通しを踏まえて設定します。

また、児童福祉法の改正により、「障がい児福祉計画【第1期】」を策定することとなりました。障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

これらにに応じて、障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の提供体制の確保に係る目標として5つの目標を掲げます。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

2. 国の基本方針に基づく成果指標の設定

国の基本方針に基づき、平成32年度を目標年度として、数値目標を設定します。

なお、(5)③【医療的ケア児のための協議の場の設置】については、平成30年度末が目標年度とされています。

また、圏域の考え方については福岡県の定める障がい福祉圏域（京築圏域：行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町）に基づきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設入所者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成32年度末における福祉施設入所者数を設定します。

■国の基本指針

①平成28年度末時点の福祉施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行

②平成32年度末の施設入所者数については、28年度末時点の施設入所者から2%以上削減
 <町の目標>

本町における平成28年度末の施設入所者は32人です。地域生活への移行者数は国の指針に基づき3人を目標とします。また、平成32年度末の入所者数は、平成29年度の現況を踏まえ1人の減少を見込みます。

施設入所者については、施設と連携し、地域移行支援や地域定着支援などの障がい福祉サービス等を活用し、地域生活が可能な方の地域生活への移行を支援するとともに、在宅生活者には、在宅での生活を続けられるように地域移行支援や地域定着支援などの障がい福祉サービス等の活用による在宅支援を行います。

目標値設定にあたっては施設入所を妨げるものではなく、在宅生活が困難であり施設入所が必要な人には、適切に施設入所への支援を行います。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数 (A)	32人	平成28年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	31人	平成32年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	3人 9%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 (A) × 9%以上
【目標値】 削減見込 (A-B)	1人 2%	差引減少見込み数 (A-B) / (A) = 2%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況に関する目標を設定します。

■国の基本指針

平成32年度末までに全ての市町村もしくは複数市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

<町の目標>

精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括支援システムの構築に向け、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置することを目標とします。

設置に当たっては、近隣自治体とも協議を行い、単独もしくは複数市町村での設置を検討します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の整備について目標値を設定します。

■国の基本指針

地域生活支援拠点等※（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成32年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備する。

＜町の目標＞

本町は、地域生活支援拠点等が未整備です。

平成32年度末までに1か所整備することを目標とします。

整備に当たっては、近隣自治体等とも協議を行い、町内若しくは圏域での整備を検討します。

項目	数値	考え方
【目標値】 目標年度の地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成32年度末までに地域生活支援拠点等の整備を行う。

※地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて平成32年度中に一般就労する者の増加、就労移行支援事業の利用者数の増加、就労移行支援事業所における就労移行率の向上、就労の定着率の向上を促進するための目標値を設定します。

①【福祉施設から一般就労への移行】

■国の基本指針

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労する者の人数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上

<町の目標>

本町の平成28年度の一般就労した者の数は3人です。平成32年度中において就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数5人を目標とします。

就労移行支援事業所との連携を図り、一般就労への移行を進めます。

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	3人	平成28年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	5人 1.5倍	平成32年度中において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する者の数

注）一般就労した者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く。）、在宅就労した者および自ら起業した者をさします。

②【就労移行支援事業の利用者数】

■国の基本指針

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者を、平成28年度における利用者数の2割以上増加

<町の目標>

本町の平成28年度末における就労移行支援事業の利用者は12人です。国の指針に基づき平成32年度末における就労移行支援事業の利用者15人を目標とします。

就労移行支援事業の周知を図り利用促進を図ります。

項目	数値	考え方
平成28年度の就労移行支援事業の利用者数	12人	平成28年度において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	15人 1.2倍	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

③【就労移行支援の事業所ごとの就労移行率】

■国の基本指針

平成32年度末までに、就労移行支援を行う事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

<目標>

本町には、就労移行支援事業所が1か所ありますが、平成29年1月開所のため利用実績がありません。

事業所との連携を図り就労移行率向上を目指します。

項目	数値	考え方
平成32年度末における町内の就労移行支援事業者数（A）	1か所	町内における就労移行支援事業者数
平成32年度末の就労移行率が3割以上の事業所数（B）	1か所	上記の内、就労移行率が3割以上の事業所数を全体の5割以上＝1か所

注）就労移行率は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

④【就労定着支援】（新規）

■国の基本指針

就労支援事業利用による支援開始1年後の職場定着率を8割以上

<町の目標>

新規サービスのため実績はありません。国の指針に基づき定着率80%を目標とします。

サービスの周知や事業所との連携により定着率向上を目指します。

項目	数値	考え方
年度末の職場定着率	80%	支援開始から1年後の職場定着率

注）就労定着支援事業は平成30年度より開始されるため平成31年度以降の目標となります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児通所給付等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で相談やサービス提供ができるように、地域における支援体制の整備を目標として設定します。

①【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

■国の基本指針

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置
- ・平成32年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

<町の目標>

本町に児童発達支援センターはありませんが、圏域において2か所設置されておりサービスの利用ができます。また、保育所等訪問支援を提供している事業所は町内に1か所あり、サービスを提供しており、体制の構築はできています。

事業等の周知を図り、利用促進を進めます。

項目	数値	考え方
平成32年度末の児童発達支援センター数	2か所	圏域における児童発達支援センター機能を有する施設数
平成32年度末の保育所等訪問支援を提供できる事業所数	1か所	町内における保育所等訪問支援を利用できる事業所数

②【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】

■国の基本指針

平成32年度末までに、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または圏域に少なくとも1ヶ所以上確保

<町の目標>

本町に主に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありません。現在圏域における事業所を利用していますが、平成32年度末までに、町内に各1か所以上確保することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成32年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	各1か所	平成32年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数

③【医療的ケア児のための協議の場の設置】

■国の基本指針

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

<町の目標>

「医療的ケア児」とは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことを指します。

医療的ケア児が心身の状況に応じて、身近な地域で必要な支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるように、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。

4. 第4期計画の進捗状況

【利用量の単位】 本計画における利用量の単位は下記のとおりです。

- * 「時間/月」・・・月間のサービス提供時間
- * 「人日/月」・・・「月間の利用人員（実人員）」×「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」
- * 「人/月」・・・月間の利用人員（実人員）
- * 「人/年」・・・年間の利用人員

（1）訪問系サービス

平成28年度実績をみると、実利用人数は、92.6%で計画値に近い数値ですが、利用時間は64.9%で計画値に達していません。利用者実数では減少しています。

サービス名	単位	27年度		進捗率	28年度		進捗率	29年度
		計画	実績		計画	実績		計画
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障がい者等包括支援	人/月	51	53	103.9%	54	50	92.6%	57
	時間/月	736	555	75.4%	772	501	64.9%	808

（2）日中活動系サービス

平成28年度実績をみると、自立訓練（生活訓練）が計画値を上回っていますが、就労移行支援、就労継続支援（A型）においては計画値を大きく下回っています。

サービス名	単位	27年度		進捗率	28年度		進捗率	29年度
		計画	実績		計画	実績		計画
生活介護	人日/月	1,680	1,531	91.1%	1,820	1,504	82.6%	1,960
	人/月	84	76	90.5%	91	77	84.6%	98
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	20	15	75.0%	20	16	80.0%	20
	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	60	70	116.7%	70	92	131.4%	80
	人/月	6	7	116.7%	7	9	128.6%	8
就労移行支援	人日/月	238	198	83.2%	272	177	65.1%	306
	人/月	14	14	100.0%	16	12	75.0%	18
就労継続支援 （A型）	人日/月	1,050	618	58.9%	1,239	612	49.4%	1,386
	人/月	50	35	70.0%	58	38	65.5%	66
就労継続支援 （B型）	人日/月	1,729	1,817	105.1%	1,881	1,609	85.5%	2,033
	人/月	91	97	106.6%	99	104	105.1%	107
療養介護	人/月	7	6	85.7%	8	6	75.0%	9
短期入所（福祉型）	人日/月	100	63	63.0%	110	68	61.8%	120
	人/月	20	22	110.0%	22	22	100.0%	24
短期入所（医療型）	人日/月	6	12	200%	10	12	120.0%	10
	人/月	2	1	50.0%	3	1	33.3%	3

(3) 居住系サービス

共同生活援助及び施設入所支援ともに目標数値を上回っています。

サービス名	単位	27年度		進捗率	28年度		進捗率	29年度
		計画	実績		計画	実績		計画
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	37	40	108.1%	41	47	114.6%	45
施設入所支援	人/月	32	35	109.4%	31	32	103.2%	30

(4) その他のサービス（相談支援）

計画相談については目標値どおりに推移していますが、地域移行支援及び地域定着支援の利用はありません。

サービス名	単位	27年度		進捗率	28年度		進捗率	29年度
		計画	実績		計画	実績		計画
地域移行支援	人/月	9	0	0%	9	0	0%	9
地域定着支援	人/月	1	0	0%	2	0	0%	3
計画相談	人/年	255	243	95.3%	260	258	99.2%	265

(5) 地域生活支援事業

本町が実施主体となっている地域生活支援事業の平成28年度の実績は次のとおりです。

【地域生活支援事業第4期計画進捗状況総括表】

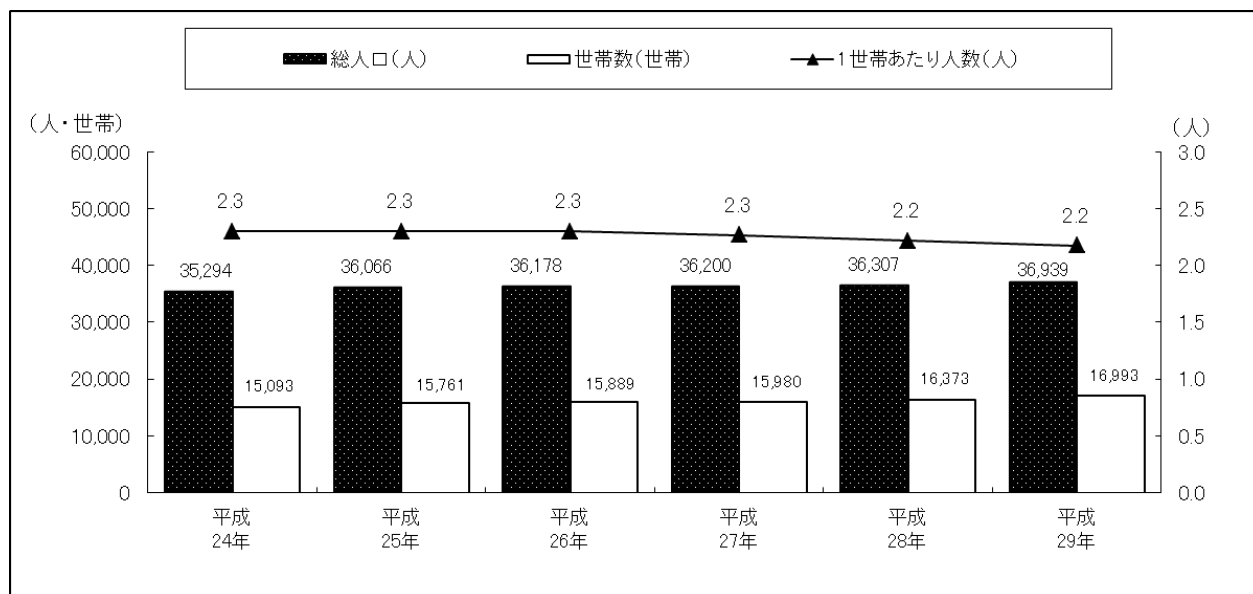
区分	サービス名	27年度 計画	28年度 計画	28年度		29年度 計画	
				実績	進捗率		
必須 事業	(1) 相談支援事業						
	①相談支援事業						
	ア 障がい者相談支援事業	箇所数	4	4	4	100.0%	4
	イ 地域自立支援協議会	実設有無	有	有	有	100.0%	有
	ウ 基幹相談支援センター	設置有無	有	有	無	—	有
	②基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施有無	有	有	無	—	有
	③住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	無	—	有
	(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2	2	2	100.0%	2
	(3) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	100.0%	有
	(4) 意思疎通支援事業						
	①手話通訳・要約筆記者派遣事業	延件数	36	38	100	263.2%	40
	②手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	100.0%	1
	(5) 日常生活用具給付等事業						
	①介護・訓練支援用具	給付件数	2	2	2	100.0%	2
	②自立生活支援用具		15	15	8	53.3%	15
	③在宅療養等支援用具		10	10	10	100.0%	10
	④情報・意思疎通支援用具		13	13	9	69.2%	14
	⑤排泄管理支援用具		400	410	686	167.3%	420
	⑥住宅改修費		1	1	2	200.0%	1
	(6) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	100.0%	有
	(7) 移動支援事業 (個別移動サービス) (車両移動サービス)	実利用者数	26	27	19	70.4%	28
		延利用時間	698	725	845	116.6%	779
	(8) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	100.0%	有
(9) 自発的活動支援事業	実施有無	有	有	無	—	有	
(10) 地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	100.0%	2	
	実利用者数	10	10	29	290.0%	11	
任意 事業	(1) 訪問入浴サービス事業	実利用者数	2	2	1	50.0%	2
	(2) 更生訓練費支給事業		3	3	0	—	3
	(3) 日中一時支援事業		30	30	35	116.7%	30
	(4) 自動車改造助成事業		1	1	1	100.0%	1

第3章 現状に関する資料

1. 人口・世帯数の推移

本町においては、人口、世帯数ともに増加傾向にあります。一戸あたり人数については大きく変化はありません。

図表 人口推移



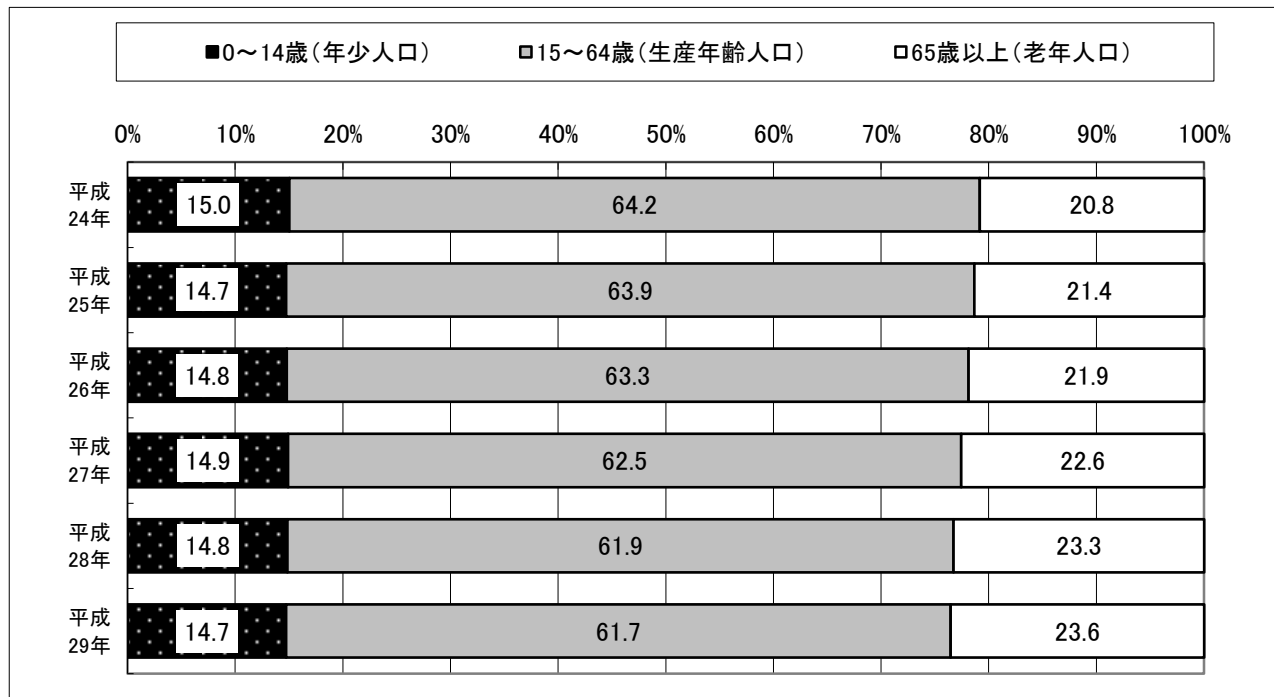
区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口(人)	35,294	36,066	36,178	36,200	36,307	36,939
世帯数(世帯)	15,093	15,761	15,889	15,980	16,373	16,993
1世帯あたり人数(人)	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2

資料：住民基本台帳年報より

(平成24年、平成25年は3月31日現在、平成26年からは1月1日現在)

人口の推移を年齢3区分別の構成で見ると、年少人口（0～14歳）は同水準で推移していますが、生産年齢人口（15～64歳）の割合が概ね減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）の割合が増加傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口構成の推移



(単位：人)

区分	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～14歳(年少人口)	人	5,296	5,311	5,345	5,392	5,390	5,439
	%	15.0	14.7	14.8	14.9	14.8	14.7
15～64歳(生産年齢人口)	人	22,644	23,049	22,909	22,634	22,455	22,798
	%	64.2	63.9	63.3	62.5	61.9	61.7
65歳以上(老年人口)	人	7,354	7,706	7,924	8,174	8,462	8,702
	%	20.8	21.4	21.9	22.6	23.3	23.6

資料：住民基本台帳年報より

(平成24年、平成25年は3月31日現在、平成26年からは1月1日現在)

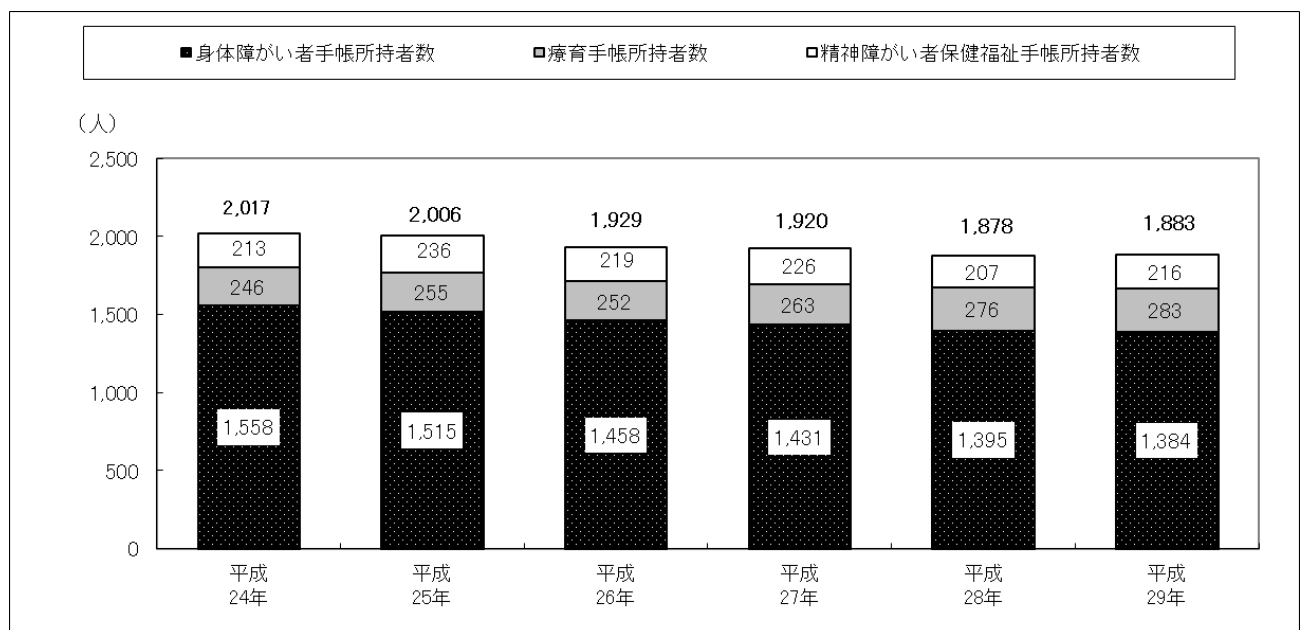
2. 障がい者手帳等所持者数の推移

(1) 手帳所持者数の推移

本町の平成29年11月末現在の障がい者手帳所持者数は1,883人となっており、人口に占める割合はおよそ5.1%となっています。

障がい別にみると、身体障がい者手帳所持者数は1,384人で減少傾向にあります。療育手帳所持者数は283人で微増を継続、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は216人でおおむね横ばいです。合計では、減少傾向にあります。

図表 障がい者手帳所持者数の推移



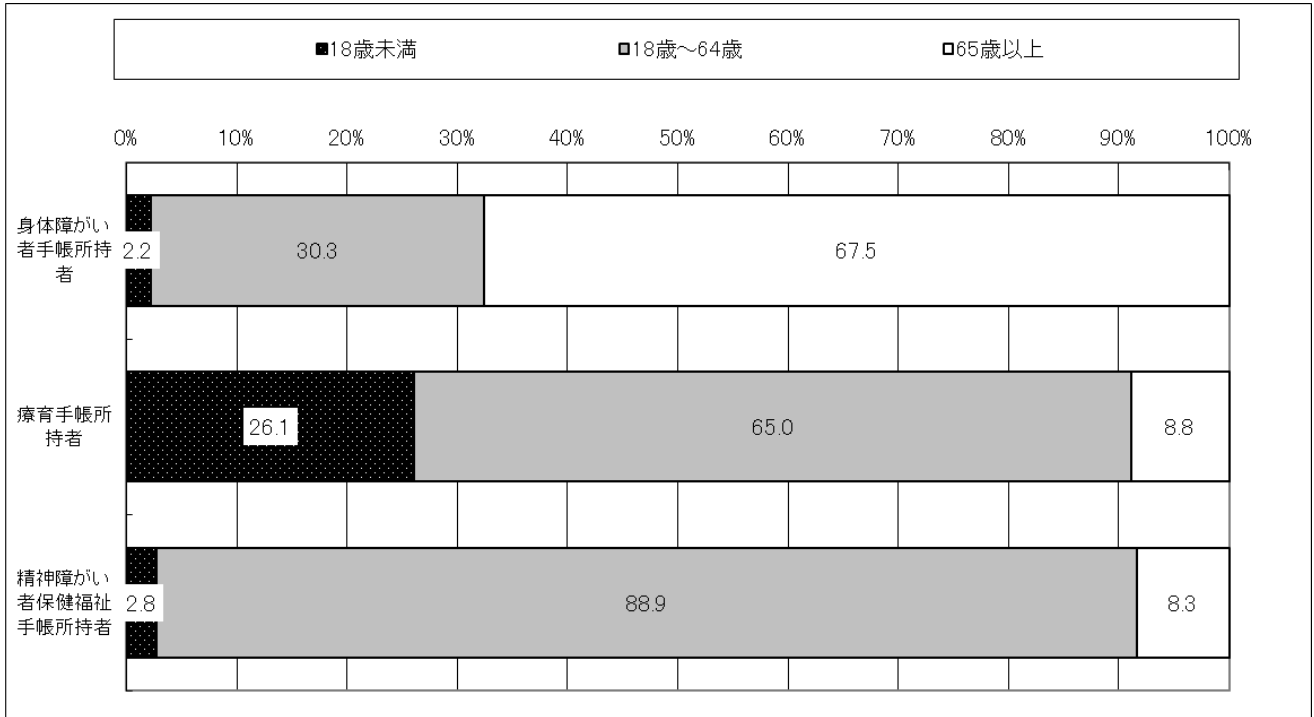
(単位：人)

区 分	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
身体障がい者手帳所持者数	1,558	1,515	1,458	1,431	1,395	1,384
療育手帳所持者数	246	255	252	263	276	283
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	213	236	219	226	207	216
手帳所持者数 計	2,017	2,006	1,929	1,920	1,878	1,883

資料：苅田町（各年度末現在、平成29年は11月末現在）

また、年齢区分でみると、身体障がい者手帳所持者では65歳以上の割合が非常に高くなっています。療育手帳所持者では18歳未満の割合が大きくなっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者では18歳～64歳の割合が高くなっています。

図表 障がい者手帳所持者数の年齢別の割合



(単位：人)

区分	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上
身体障がい者手帳所持者数	1,384	31	419	934
療育手帳所持者数	283	74	184	25
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	216	6	192	18

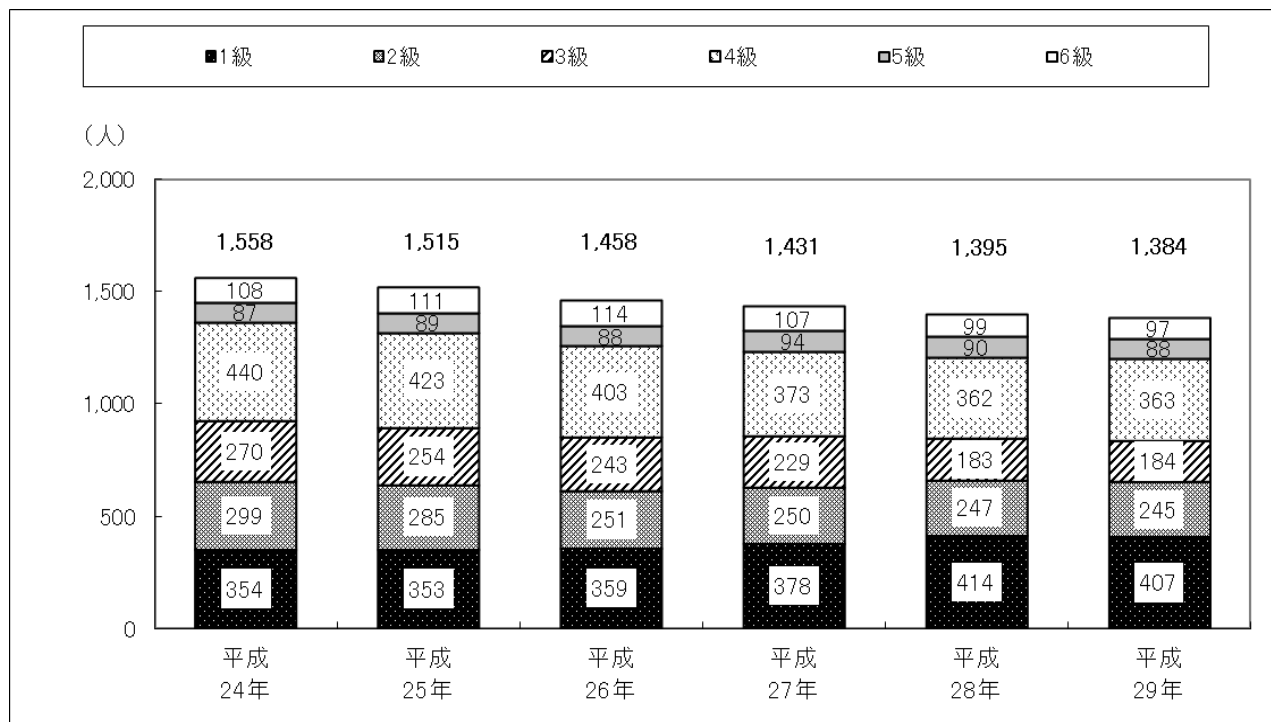
資料：苅田町（平成29年11月末現在）

(2) 身体障がい者手帳所持者数の推移

平成29年11月末現在の身体障がい者手帳所持者数は1,384人となっており、等級別の構成では、いずれの年度も1級と4級の割合が高くなっています。

障がいの種類別では、肢体不自由が最も多く、約半数となっています。

図表 身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移

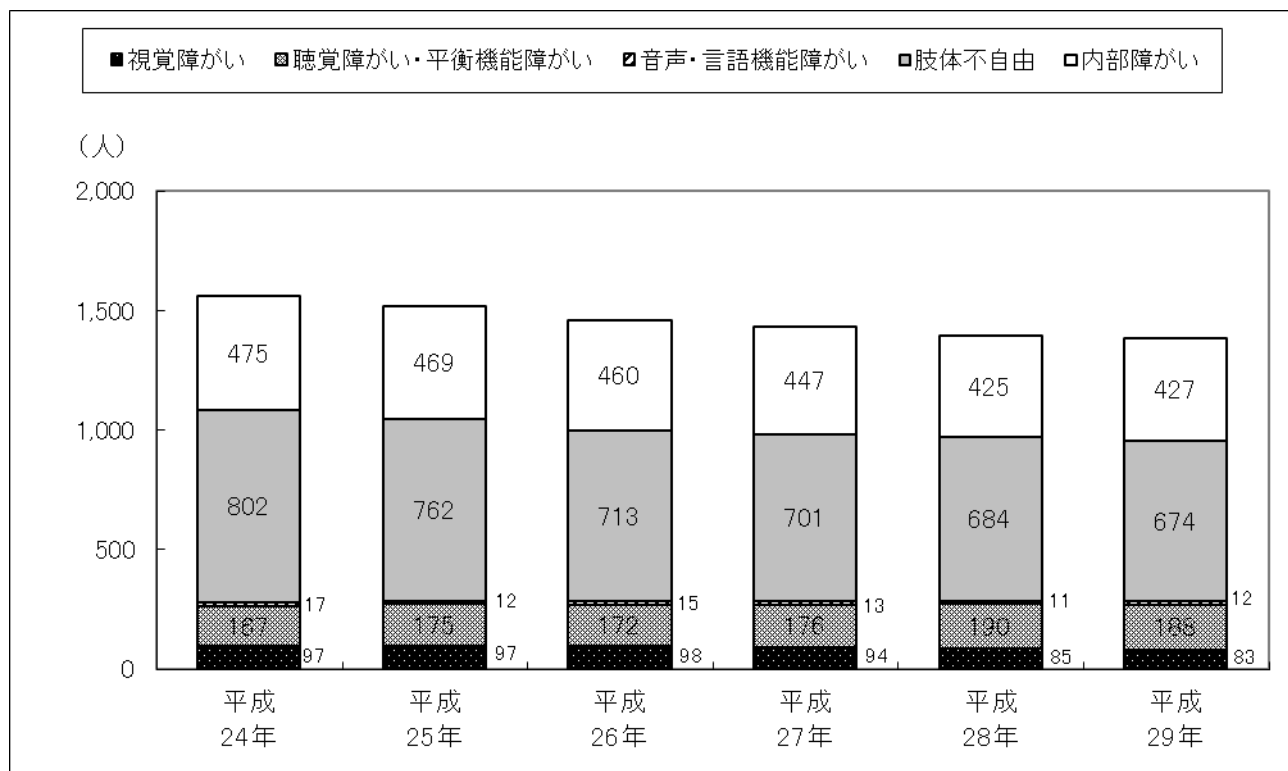


(単位：人)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	354	353	359	378	414	407
2級	299	285	251	250	247	245
3級	270	254	243	229	183	184
4級	440	423	403	373	362	363
5級	87	89	88	94	90	88
6級	108	111	114	107	99	97
合計	1,558	1,515	1,458	1,431	1,395	1,384

資料：苅田町（各年度末現在、平成29年は11月末現在）

図表 身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）の推移



(単位：人)

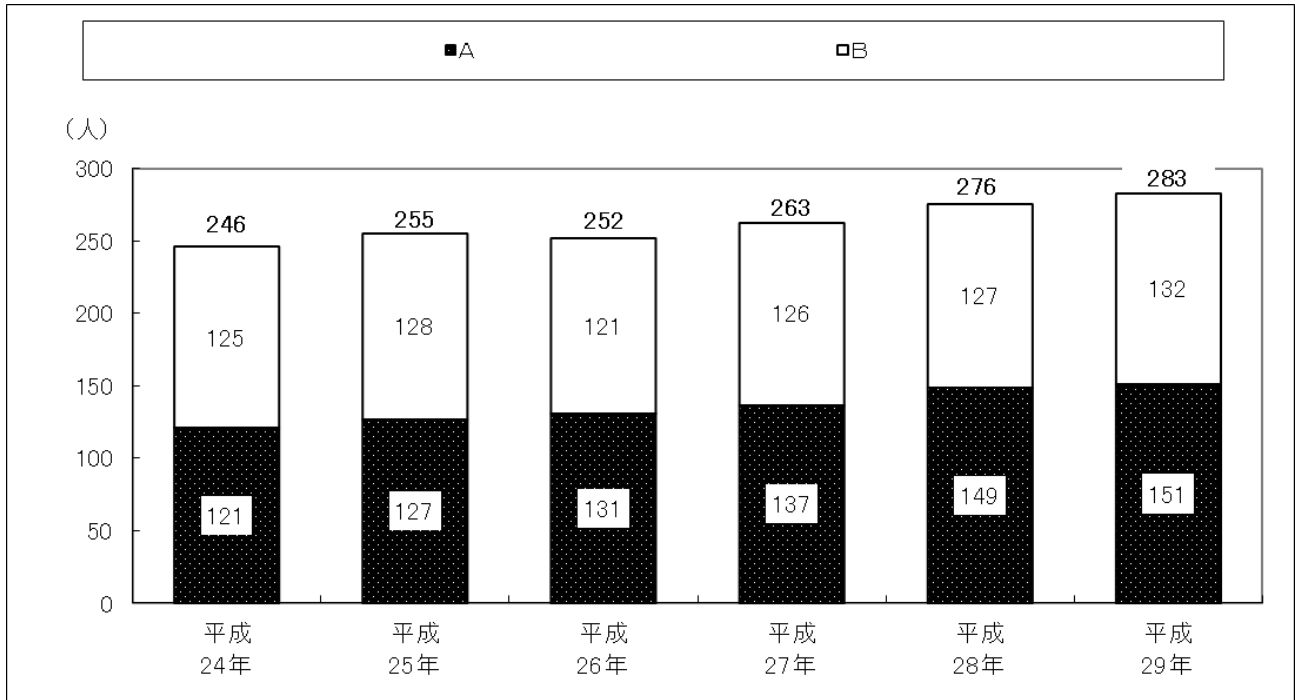
区 分	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
視覚障がい	97	97	98	94	85	83
聴覚障がい・平衡機能障がい	167	175	172	176	190	188
音声・言語機能障がい	17	12	15	13	11	12
肢体不自由	802	762	713	701	684	674
内部障がい	475	469	460	447	425	427
合 計	1,558	1,515	1,458	1,431	1,395	1,384

資料：苅田町（各年度末現在、平成29年は11月末現在）

(3) 療育手帳所持者数の推移

平成29年11月末現在の療育手帳所持者数は283人です。等級別ではA、Bともに平増加傾向にあります。

図表 療育手帳所持者数（等級別）の推移



(単位：人)

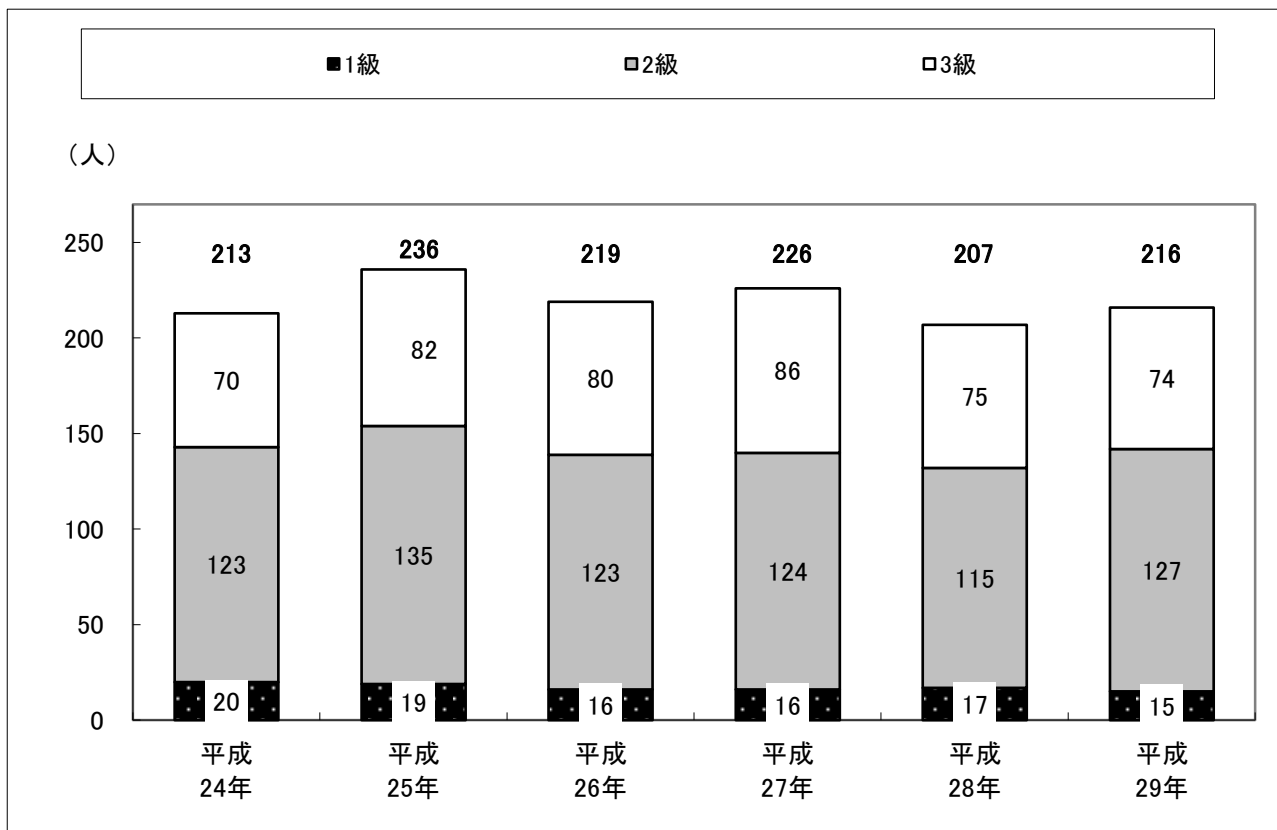
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A	121	127	131	137	149	151
B	125	128	121	126	127	132
合計	246	255	252	263	276	283

資料：苅田町（各年度末現在、平成29年は11月末現在）

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

平成29年11月末現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は216人となっています。大きな変化は無く、ほぼ横ばいで推移しています。等級別では2級の割合が高くなっています。

図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



(単位：人)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	20	19	16	16	17	15
2級	123	135	123	124	115	127
3級	70	82	80	86	75	74
合計	213	236	219	226	207	216

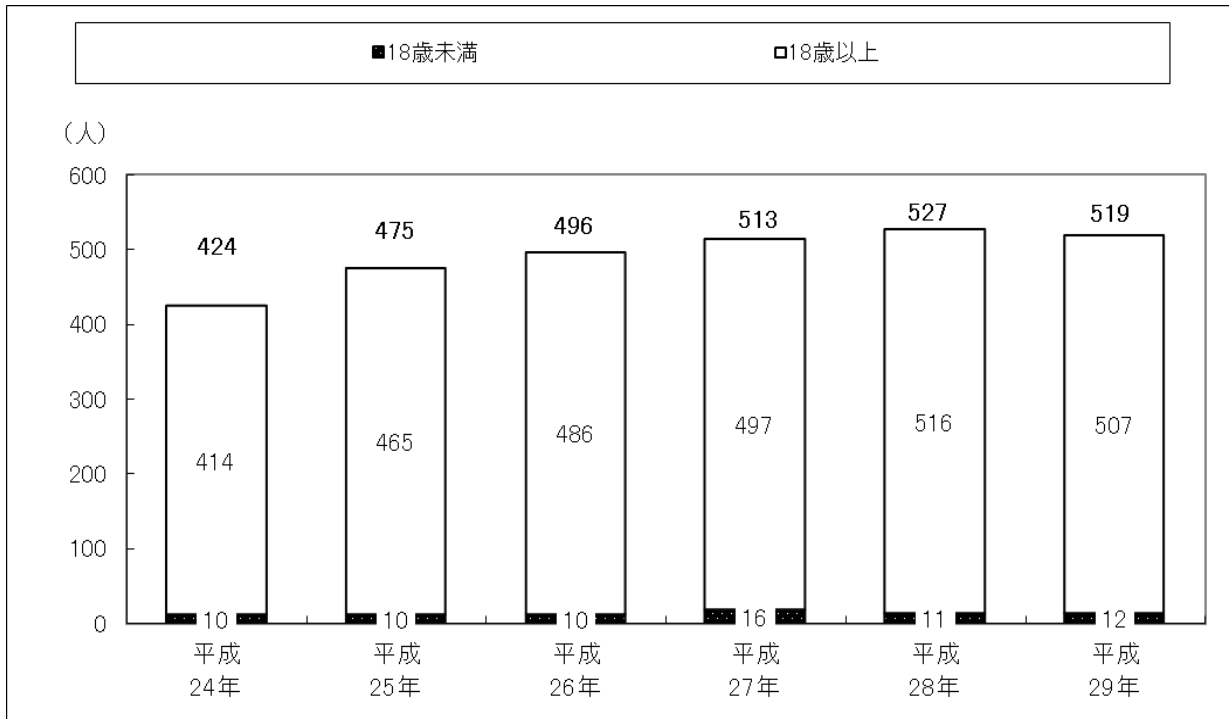
資料：苅田町（各年度末現在、平成29年は11月末現在）

総論

第3章 現状に関する資料

自立支援医療（精神通院）の受給者数をみると、平成24年度から比べて18歳以上の受給者数が増えています。

図表 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



(単位:人)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	10	10	10	16	11	12
18歳以上	414	465	486	497	516	507
合計	424	475	496	513	527	519

資料：苅田町（各年度末現在、平成29年は11月末現在）

(4) 障がい児の状況

本町における、18歳未満の身体障がい者手帳所持者は31人、療育手帳所持者は74人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は6人となっています。

図表 障がい者手帳所持者数の年齢別の割合（再掲）

区 分	総 数	18歳未満	18～64歳	65歳以上
身体障がい者手帳所持者数	1,384	31	419	934
療育手帳所持者数	283	74	184	25
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	216	6	192	18

本町における障がい児通所給付のサービスである児童発達支援と放課後等デイサービスの利用児童数及び手帳の所持者数を内数で示しています。

児童発達支援は未就学児童、放課後等デイサービスは学齢期児童を対象としますが、必ずしも手帳の所持が必要ではなく、発達に関する医師の診断書等により利用することができます。

発達障がいのある子どもの人数は国の統計資料にもなく、本表が正確な数字を示すものでもありませんが、本町における両サービスの利用児童のうち手帳所持者数は少ないことから、利用児童の多くは発達に関して何らかの障がいがある児童であることがうかがえます。

サービス種類		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年
児童発達支援	利用者数	91	100	92	91
	うち身体	5	7	8	8
	うち療育	7	8	9	9
	うち重複	1	2	3	2
	うち精神	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	70	72	93	118
	うち身体	6	8	7	8
	うち療育	29	26	28	33
	うち重複	5	6	5	5
	うち精神	1	1	1	1

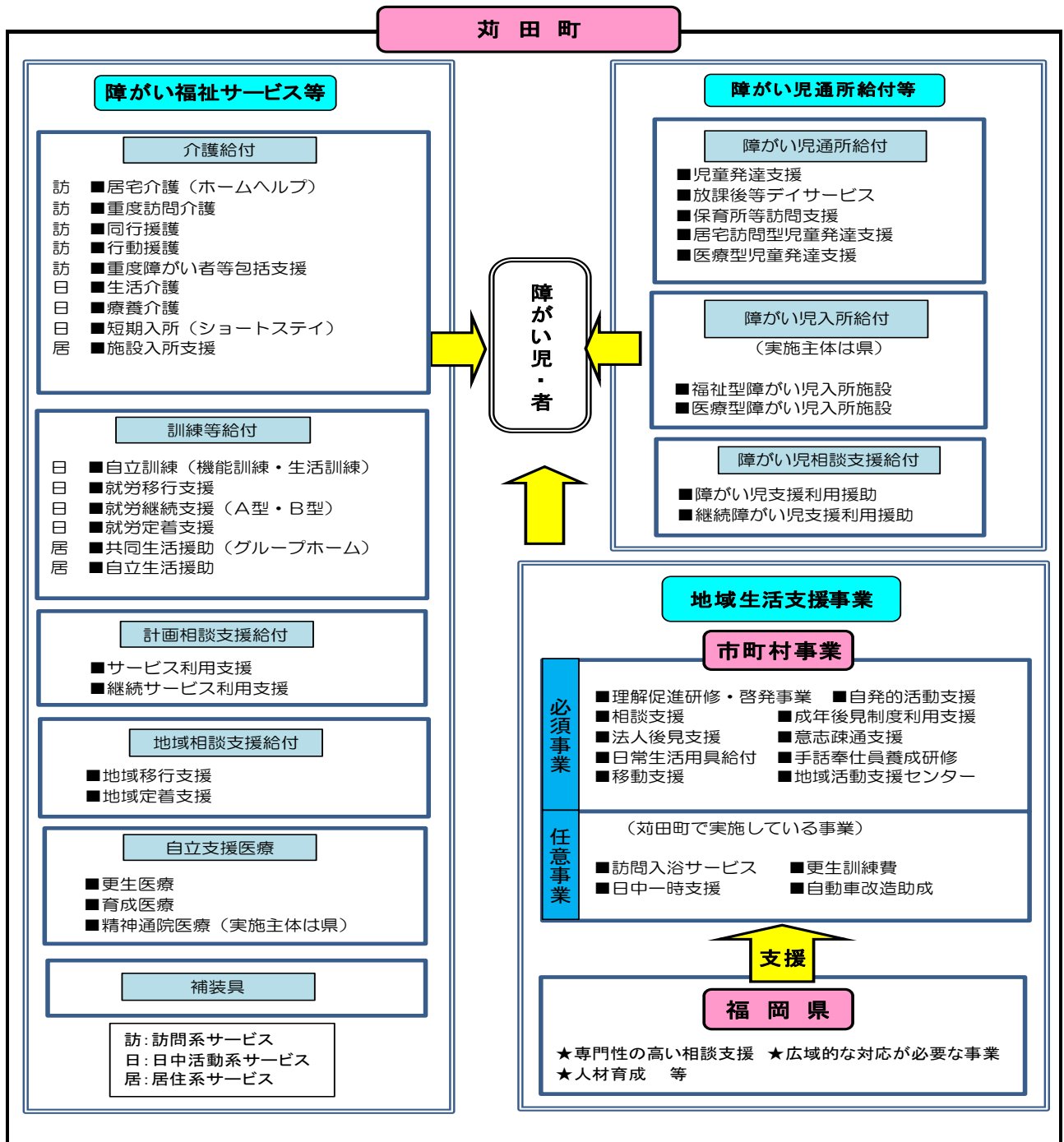
*発達障がいとは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

各論

第1章 障がいのある人を支援するサービス等の全体像

1. 自立支援システムの全体像

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」における障がい者や障がい児に対する福祉サービスの給付体系は下記のとおりです。国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「障がい福祉サービス等」や「障がい児通所給付等」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」によるサービスが提供されます。



2. 障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス等は大きく「介護給付と訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具」、「相談支援」に分かれます。サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者の応能負担となっています。ただし所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

介護給付と訓練等給付

施設・事業体系は「介護給付」にあたる居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援・生活介護・療養介護・短期入所・施設入所支援と、「訓練等給付」にあたる自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・共同生活援助（グループホーム）・自立生活援助の2種類の体系になっています。

自立支援医療

障がいの種別ごとに「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があります。

補装具

補装具の支給は、補装具費（購入費、修理費）の支給となっています。

相談支援

利用者のニーズを把握し適切なサービス提供や地域への移行を支援するための「計画相談支援給付」、「地域相談支援給付」（地域移行支援・地域定着支援）があります。

3. 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体となる事業として法定化されています。

「地域生活支援事業」のうち、「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」「成年後見制度利用支援事業」などは必須事業です。

このような必須事業の他に、任意事業として地域の実情に応じて日中一時支援事業などの事業を実施することができます。

4. 障がい児通所給付等

児童福祉法に基づく障がい児支援については、一貫した効果的な支援を身近な地域で提供が行えるように、市町村が給付決定を行う「障がい児通所給付」と都道府県が給付決定を行う「障がい児入所給付」に分かれています。

また、適切なサービス利用が行えるように「障がい児相談支援給付」が行われます。

第2章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策

第2章では、平成30年度から平成32年度までの各年度における障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の種類ごとの必要量の見込みとその確保に係る方策を設定します。なお、必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績等を勘案して算出しています

【利用量の単位】 本計画における利用量の単位は下記のとおりです。

- * 「時間/月」・・・月間のサービス提供時間
- * 「人日/月」・・・「月間の利用人員（実人員）」×「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」
- * 「人/月」・・・月間の利用人員（実人員）
- * 「人/年」・・・年間の利用人員

1. 障がい福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス〔介護給付〕

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人が外出するときに、同行し、必要な援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	時間/月	470	480	490
	人/月	47	48	49
重度訪問介護	時間/月	90	90	90
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	50	50	50
	人/月	6	6	6
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【確保の方策】

障がいのある人のニーズを把握し適切なサービス利用が図られるよう、サービス等利用計画を個別に作成しサービスの提供を行います。在宅生活を支援する上で居宅介護の利用の比重は高いものとなっています。今後も利用者のニーズ等を注視していく必要があります。

また、圏域において行動援護、重度障がい者等包括支援を実施している事業所がなく、本町においても利用実績がありません。事業の確保のため、県や近隣自治体とも協議を行い、必要な支援の確保に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス〔介護給付〕

常時介護を必要とする重度の障がいのある人が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」を提供します。

また、介護者のレスパイトケア（一時的な休息）として「短期入所」を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日/月	1,600	1,660	1,720
	人/月	80	83	86
療養介護	人/月	6	6	6
短期入所（福祉型）	人日/月	120	125	130
	人/月	24	25	26
短期入所（医療型）	人日/月	12	12	12
	人/月	1	1	1

【確保の方策】

「生活介護」については、障がい者の日常生活を支える基本的なサービスとして、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、事業者との連携及び情報提供を図ります。

「療養介護」については、本町における利用者はあるものの、圏域に事業所は無く、県内においても14事業所しかありません。今後も県等と協力して施設整備に努める必要があります。

「短期入所」については、利用者は横ばい傾向にあります。家族等のレスパイトの上にも重要なサービスであり、町内の事業所だけでなく近隣市町も視野に入れて、必要なサービス量の確保に努めます。

第2章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策

(3) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

障がい者が自立した生活を送るために必要な自立訓練や、就労に関する移行・継続のための支援サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連絡調整などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援などを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。
就労定着支援 【新規サービス】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日/月	60	60	60
	人/月	6	6	6
就労移行支援	人日/月	221	238	255
	人/月	13	14	15
就労継続支援（A型）	人日/月	840	903	987
	人/月	40	43	47
就労継続支援（B型）	人日/月	2,200	2,260	2,320
	人/月	110	113	116
就労定着支援	人/月	3	4	5

【確保の方策】

就労の促進に向けては、本人の特性にあった就労のために、専門機関による就労支援が必要です。就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携促進及びサービスの周知により、引き続き「就労移行支援」、「就労継続支援」を利用した就労支援に取り組みます。また、平成30年度から新たに創設される「就労定着支援」の周知、利用促進を図り、一般就労へ移行した障がい者の職場定着を支援します。

(4) 居住系サービス

障がい者の自宅以外の生活の場として、グループホームや入所施設の確保に努めます。

また、平成30年度に新設される自立生活援助の利用促進を図り地域生活への移行を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助 【新規サービス】	平成30年度から新設されるサービスです。 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない人に、主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、主として夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等や、相談や日常生活上の支援を行います。

【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人/月	56	60	64
施設入所支援	人/月	32	31	31

【確保の方策】

平成30年度から創設される「自立生活援助」に関する必要な情報の提供、サービス提供支援に努めます。「共同生活援助(グループホーム)」については、障がい者とその家族の高齢化の進行等を背景に高まるニーズに対応するため、サービス事業所との連携を促進するとともに、設置促進を含めた提供体制の確保について検討します。

「施設入所支援」については、本人の状態などを十分考慮し、必要な支援を行います。

(5) 相談支援

福祉サービスの利用に関する支援（サービス等利用計画作成）や地域生活移行への支援を実施します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	サービス利用の支給決定時または決定後に、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者が、地域生活に移行する支援を行います。
地域定着支援	家庭において単身または同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の相談等に応じます。

【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人/年	270	275	280
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

【確保の方策】

障がい者が必要な福祉サービス等を適切に組み合わせ、地域の中で安心して生活することができるよう、保健・医療・福祉サービス等の連携を強化し、包括的なケアマネジメントシステムの構築に努めます。

2. 障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策

(1) 児童に対するサービス〔児童福祉法分〕

障がい児やその家族への支援として、児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等の支援サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	小学校就学前の障がい児を対象とし、通所により、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児を対象とし、通所により、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児が周囲の児童との集団生活に適応することができるよう、個別の状況、環境に応じた支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 【新規サービス】	平成30年度から新設されるサービスです。 重度の障がい等の状態にある児童で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢、または体幹の機能に障がいのある児童を対象とし、指定の医療機関への通所により、児童発達支援や治療を行います。
障がい児相談支援 (計画相談)	障がい児支援利用計画は、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画です。計画には、生活全般の解決すべき課題、その利用方針、利用するサービスなどが記載されます。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター 【新規】	平成30年度から新設されるものです。 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるように福祉サービスや医療、教育等の関連分野について総合調整する役割を持った者をいいます。

第2章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の必要量見込みと確保の方策

【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日/月	560	574	588
	人/月	80	82	84
放課後等デイサービス	人日/月	960	1,040	1,120
	人/月	120	130	140
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	7	7	7
	人/月	1	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	25	25	25
	人/月	1	1	1
障がい児相談支援	人/年	220	235	250
医療的ケア児を支援する コーディネーターの配置	人	1	1	1

【確保の方策】

乳幼児健診等を通じ、発達に遅れが見られる乳幼児を早期に把握し、発達支援が必要と判定された児童及び保護者が安心して「児童発達支援」を利用できるよう、わかりやすい広報に努めるとともに、関係機関との調整を支援します。

「放課後等デイサービス」の利用者は近年増加傾向にあります。学齢期の障がい児が適切な支援を受けることができるよう、周辺地域における事業所の設置状況等を注視しながら必要なサービス量の確保に努めます。

「保育所等訪問支援」については、子育て部門の町単独事業を継続しながら、関係機関との調整を支援します。

新たに創設されたサービス「居宅訪問型児童発達支援」については、サービスの周知を図るとともに他市町村とも連携を図り、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

同じく創設された、「医療的ケア児を支援するコーディネーターの配置」は、医療的ケア児及びその介護者等の安心や負担軽減に繋がるものです。早期の配置を目指します。

障がい福祉サービス等の見込量一覧

区分	サービス名	単位	必要量見込み		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	居宅介護	時間/月	470	480	490
		人/月	47	48	49
	重度訪問介護	時間/月	90	90	90
		人/月	1	1	1
	同行援護	時間/月	50	50	50
		人/月	6	6	6
	行動援護	時間/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人日/月	1,600	1,660	1,720
		人/月	80	83	86
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	20	20	20
		人/月	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	60	60	60
		人/月	6	6	6
	就労移行支援	人日/月	221	238	255
		人/月	13	14	15
	就労継続支援（A型）	人日/月	840	903	987
		人/月	40	43	47
	就労継続支援（B型）	人日/月	2,200	2,260	2,320
		人/月	110	113	116
	就労定着支援	人/月	3	4	5
	療養介護	人/月	6	6	6
短期入所（福祉型）	人日/月	120	125	130	
	人/月	24	25	26	
短期入所（医療型）	人日/月	12	12	12	
	人/月	1	1	1	
居住系サービス	自立生活援助	人/月	1	1	1
	共同生活援助（グループホーム）	人/月	56	60	64
	施設入所支援	人/月	32	31	31
相談支援	計画相談支援	人/年	270	275	280
	地域移行支援	人/月	9	9	9
	地域定着支援	人/月	1	2	3

障がい児通所給付等の見込量一覧

区分	サービス名	単位	必要量見込み			
			平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
障がい児 通所支援	児童発達支援	人日/月	560	574	588	
		人/月	80	82	84	
	放課後等デイサービス	人日/月	960	1,040	1,120	
		人/月	120	130	140	
	保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2	
		人/月	1	1	1	
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	7	7	7	
		人/月	1	1	1	
	医療型児童発達支援	人日/月	25	25	25	
		人/月	1	1	1	
	相談支援	障がい児相談支援	人/年	220	235	250
	その他	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1

第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

1. 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定により、国の定める「地域生活支援事業実施要綱」に基づいて市町村が実施する事業で、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を行うことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的、効果的に実施している事業です。市町村において実施を行うものとされている必須事業と市町村が地域の実情に合わせて実施する任意事業に分かれます。

《必須事業》

(1) 相談支援事業

① 相談支援事業

ア 障がい者相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の利用支援等を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

イ 基幹相談支援センター

障がいのある人の総合的な相談や、地域の相談支援体制の強化の取り組み、相談支援事業所間の連絡調整や権利擁護・虐待防止に向けた取組を行う中核的な機関です。

ウ 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、地域移行に向けた取組等を実施する事業です。

② 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活の支援を行う事業です。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス等の利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬の助成を行います。

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能、視覚等の障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある障がいのある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置などを行い、社会参加の促進を図る事業です。

(5) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。また「住宅改修費」により、障がいのある人の住まいの改善を支援します。

【日常生活用具給付等事業の概要】

種類	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある人が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって利用者が使用でき、実用性のあるもの。
住宅改修費	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、円滑に外出できるように支援する事業です。ヘルパーなどが付き添い支援する個別移動サービスと車両により医療機関等へ移送する車両移動サービスがあります。

(8) 理解促進研修・啓発事業

障がい等への理解を深めるために研修・啓発等を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

(9) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現のための、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

(10) 地域活動支援センター

通所により、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等を行い、地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の3類型があります。

《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

(2) 更生訓練費支給事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障がい者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

(3) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族等の負担軽減を図る事業です。

(4) 自動車改造助成事業

重度の身体障がい者が就労等のため、障がい者自身が所有し運転する自動車の改造にかかる費用の一部を助成し、障がい者の社会参加を促進する事業です。

各論

第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

地域生活支援事業の見込量一覧

区分	サービス名	単位	必要量見込み		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
必須事業	(1) 相談支援事業				
	① 相談支援事業				
	ア 障がい者相談支援事業	箇所数	4	4	4
	イ 基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
	ウ 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
	② 住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有
	(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2	2	2
	(3) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有
	(4) 意思疎通支援事業				
	① 手話通訳・要約筆記者派遣事業	延件数	330	340	350
	② 手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1
	(5) 日常生活用具給付等事業				
	① 介護・訓練支援用具	給付件数	2	2	2
	② 自立生活支援用具		10	10	10
	③ 在宅療養等支援用具		10	10	10
	④ 情報・意思疎通支援用具		10	10	10
	⑤ 排泄管理支援用具		730	760	790
	⑥ 住宅改修費		1	1	1
	(6) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有
	(7) 移動支援事業 (個別移動サービス) (車両移動サービス)	実利用者数	19	21	23
延利用時間		890	910	930	
(8) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	
(9) 自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	
(10) 地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	
	実利用者数	30	30	30	
任意事業	(1) 訪問入浴サービス事業	実利用者数	2	2	2
	(2) 更生訓練費支給事業		1	1	1
	(3) 日中一時支援事業		32	33	34
	(4) 自動車改造助成事業		1	1	1

*必須事業の内、(1) ①イとウ、②及び(9)については、平成29年度時点で実施できておらず、具体的な実施予定も立っていませんが、必要量見込みとして「有」とし、実施に向けた検討を行います。また、(4) ①については、今回の計画から町の専任手話通訳者を派遣した件数も含まれます。

2. 地域生活支援事業の見込量確保の方策

町では地域生活支援事業の実施により必要なサービス量を確保するため、下記の事項に取り組みます。

- 地域生活支援事業の各事業は、町の広報紙やホームページなどあらゆる機会を通じて一層の周知を図り、利用者の適切なサービス利用を支援するとともに、関係機関や当事者団体などとの連携を深めることにより、利用者の事業に対する理解の促進に努めます。
- 委託する事業については、サービス事業者の参入を促進し計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。
- 「相談支援事業」については、現在は4事業所での実施を行っています。今後も新たな障がい福祉サービス等の創設など障がいのある人を取り巻く制度は多種多様なものとなっていきます。障がいのある人が適切に制度を享受できるように、相談体制を確保します。
- 「基幹相談支援センター」については、本町では未設置です。現在は町がその機能を担っていますが、今後、より専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応や相談支援事業者等に対する専門的な指導助言などの必要性等を勘案し、基幹相談支援センターの設置について検討を行います。
- 障がいのある人の権利擁護を図るため「成年後見制度利用支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」の周知、普及に努めます。
- 「住宅入居等支援事業」については、実施できていません。住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）における障がいのある人への住宅施策等と連動したものであることが必要です。そのため、住宅関連部署と連携し、事業実施に向けて取り組みます。
- 「移動支援事業」や「意思疎通支援事業」等については、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などの人材の確保を図ることが重要となるため、「手話奉仕員養成研修事業」などを通じ、サービスに必要な人材育成を行います。
- 法定サービス以外の日中活動の場として重要な役割を果たす「地域活動支援センター」については、障がいのある人が利用しやすいよう支援を行います。
- 「日中一時支援事業」については、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を介護している家族等の負担軽減のために効果的な事業であることから、必要なサービス量を確保します。

第4章 制度の円滑な実施のための方策

(1) 障がいのある人に対する虐待の防止

障害者虐待防止法は、障がいのある人の尊厳を守り、障がいのある人の自立や社会参加を実現するため、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定しています。

町では、福岡県権利擁護センターや関係機関等と連携し、障がいのある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止に取り組みます。

(2) 権利擁護の取組

障がいのある人の権利擁護の取組については、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対して、当該制度の利用を促進します。

(3) 障がいのある人の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

県及び国との連携を図りながら、障がいのある人の芸術文化活動の振興を図ることにより、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進します。

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法に基づき日常生活や社会生活における障がいのある人等（障がい者手帳の所持者に限られるものではありません。）の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くため、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動等に取り組みます。

(5) 障がい福祉施策全般の推進

この計画は「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の見込量や確保の方策等を定める計画ですが、障がいのある人が地域で安心して生活し続けるためには、住まいの場の確保やバリアフリーのまちづくりなど、障がいのある人の日常生活に関わるあらゆる分野の施策を充実することが必要です。

このため、「障害者基本法」に基づく障がい者福祉施策全般に関わる計画である「苅田町障害者長期計画」（平成29～平成33年度）と同調した一体的な環境整備に努めます。

(6) 利用者負担軽減策の実施

障がい福祉サービス等及び障がい児通所給付等の利用者負担は、応能負担（家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額）が原則となっています。

一方で地域生活支援事業の利用者負担は、市町村が主体となって実施する事業であることから、市町村が定めるものとされています。

本町においても、町独自の利用者負担軽減策として、補装具費の支給については月額負担上限額を2分の1としています。

なお、補装具費については、平成24年4月より高額障がい福祉サービス費との合算対象となり、基準額を超える費用については償還の対象となっています。

これらの利用者負担軽減策を今後も継続して実施し、障がいのある人がよりきめ細かなサービスの提供を受けることができるよう、利用者の負担軽減に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

(1) 計画の点検・評価

各年度におけるサービス見込量等についての達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

点検・評価にあたっては、「苅田町障害者施策推進協議会」において実施するとともに、障がい者団体等の第三者的な意見反映に努めます。

(2) 県・近隣市町との連携

この計画においては、サービスの基盤整備など、本町だけでなく広域的に取り組む必要がある事項も多いことから、福岡県をはじめ、京築地域の各市町との連携を密に取りながら、計画を推進していきます。

参 考 资 料

苅田町障害者施策推進協議会設置条例

(平成 8 年 3 月 29 日条例第 8 号)

改正 平成 18 年 6 月 27 日条例第 35 号

改正 平成 23 年 3 月 28 日条例第 1 号

改正平成 24 年 3 月 21 日条例第 10 号

(設置)

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、苅田町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会の委員は 15 人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 福祉関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 27 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日条例第 10 号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 90 号)第 2 条の施行の日から施行する。

苅田町障害者施策推進協議会委員名簿

平成30年3月現在

任期 平成28年10月1日～平成30年9月30日

選任区分	氏名	所属等	備考
(1) 町会議員	梶原 弘子	苅田町議会	副会長
(2) 識見を有する者	戸早 秀暢	学校法人 戸早学園	会長
(2) 識見を有する者	出口 正敏	苅田町民生委員・児童委員協議会	
(3) 関係行政機関の職員	森田 文久	福岡県京築保健福祉環境事務所	
(4) 福祉関係者	片山 麒一郎	苅田町身体障害者福祉会	
(4) 福祉関係者	森山 郁代	苅田町社会福祉協議会	
(4) 福祉関係者	光根 りえ	社会福祉法人 光和苑	
(4) 福祉関係者	靄田 卓実	社会福祉法人 みぎわ会	
(4) 福祉関係者	野口 和枝	NPO 法人夢ニティー・ハート	
(4) 福祉関係者	能見 美智子	苅田町ボランティア連絡協議会	

※敬称略

苅田町障がい者福祉計画【第5期】

苅田町障がい児福祉計画【第1期】

平成30年度～平成32年度

発行年月 平成30年3月

編集・発行 苅田町 地域福祉課
〒800-0392 京都府苅田町富久町1-19-1
TEL 093(434)1111(代表)
093(434)1039(直通)
FAX 093(435)0023

